



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年1月29日 No.56

「乗務員勤務制度の見直しに関する緊急申し入れ」 制度改正の目的の実現と、適正な労働時間管理を求めて団体交渉を行う

制度を利用する社員の平等性を求める！

【育児・介護勤務 A 適用社員について】

- ◆「その他時間」は乗務終了後に設定したいとの経営側の考え方に対し、育児・介護勤務 A 適用社員の要望や職場実態にあわせて「その他時間」を乗務開始前にも設定することを確認。
- ◎短時間行路作成において「欠在」ができる時間を「一律、何時間以上」と定め、制度利用社員の平等性を求める。→「多様な働き方だけを追求すれば可能だが、効率性が欠けるため輸送形態や線区の特情により困難」と回答。制度利用社員の声を聴いて行路作成を行うことを確認。
- ◎二暦日に渡る泊まり行路を乗務する場合、11 時間に満たない行路も乗務可能とし、不足時間に「その他時間」を付加して非番を付与することを求める。→就業規則に則り取扱うと回答。従って 11 時間に満たない泊まり行路には乗務させないことを確認。

その他時間（労働時間 A）の性質を明確にすることを求める！

【短時間行路について】

- ◆行路作成上、発生する出先での「その他時間」は労働時間 B と同等の取扱いとすることを確認。
- ◆指導担当等は「変形勤務」、支社企画部門は「日勤勤務」、当務主務は「交代勤務」の中の一部で乗務するため、役割に応じた業務指示を行う場合もあるが、指示がなければ乗務員と同じ取扱いとなることを確認。
- ◎育児・介護に資する短時間行路の趣旨から拘束時間の限度を設けるべきであり、作成者の感覚による行路作成は認められないことを主張。→線区や職場の特情があるため、行路作成上、拘束時間＝労働時間とすることは難しい。ただし「むやみやたらに拘束時間を延ばすべきではない」と各支社には伝えていたと回答。本社として短時間行路および行路作成の経緯を確認し、是正する点があれば指導することを確認。
- ◆予備組などが乗務する場合は 7 時間 10 分を基本とし、乗務員の不時の欠勤や臨時列車等にも乗務できるようにすると回答。予備の目的や考え方、性質はこれまでと変わらないことを確認。
- ◆6 時間行路をベースとし、乗務前に「その他時間」を設定していれば乗務前に、乗務後に設定していれば乗務後にそれぞれ「その他時間」をつけ、7 時間 10 分とする。なお、出先で発生するノーペイ時間も労働時間 A として取扱うことを確認。

社員とのキャッチボールでダイヤ改正を迎えるべきだ！

【制度運用について】

- ◆「乗務員勤務制度の見直し」「賃金制度の改正」については、掲示や Joi-Tab で周知を凶ってきたと回答。
- ◎組合側は、①掲示や Joi-Tab は一方通行であり、社員間のキャッチボールが必要。②育児・介護勤務 A 適用社員のための説明会では不十分。これから制度利用を考えている社員もいる。③勤務処理を行う社員には何も知らされていない、として関係職場の全社員を対象とする説明会の開催を求めた。
- ◆各職場で実施している「ダイヤ改正説明会」などで関係する内容を伝えることを確認。
- ◆各支社に担当者を配置し「現場－支社－本社」をつなぐ体制を確立しており、現場管理者に質問すれば返答できることを確認。

※記載はすべて要旨